

# 周南市地域クラブに係る方針案について

～「学校部活動」から、  
「周南市地域クラブ」への円滑な移行に向けて～

令和5年9月28日（木）

周南市教育委員会学校教育課

## 第6回周南市文化・スポーツ活動推進協議会の内容

- 1 「周南市地域クラブに係る方針」(案)について
- 2 「周南市地域クラブに係る方針」の周知の方法について
- 3 専門部会の設置について

# Ⅰ 「周南市地域クラブに係る方針」(案)について

## 【 第5回周南市文化・スポーツ活動推進協議会の協議のまとめ 】

- ・夜間照明の設置について
- ・地域格差を軽減させるためのバスの実証実験の推進について
- ・情報発信の必要性について
- ・方針案の言葉の整理について
- ・国が示したガイドラインの内容との関連性について
- ・しゅうなんコミュニティ・クラブについて
- ・情報発信・登録のための総合サイトの立ち上げについて
- ・「ともに」、「つくる」というイメージの共有について
- ・令和8年度の1・2年生の募集について
- ・学校備品の整理について

# Ⅰ 「周南市地域クラブに係る方針」(案)について

## 【 主な変更点 】

- ・言葉の整理

「中学生」、「子ども」 → 「中学生」で統一

- ・P.4 学校部活動改革の方向

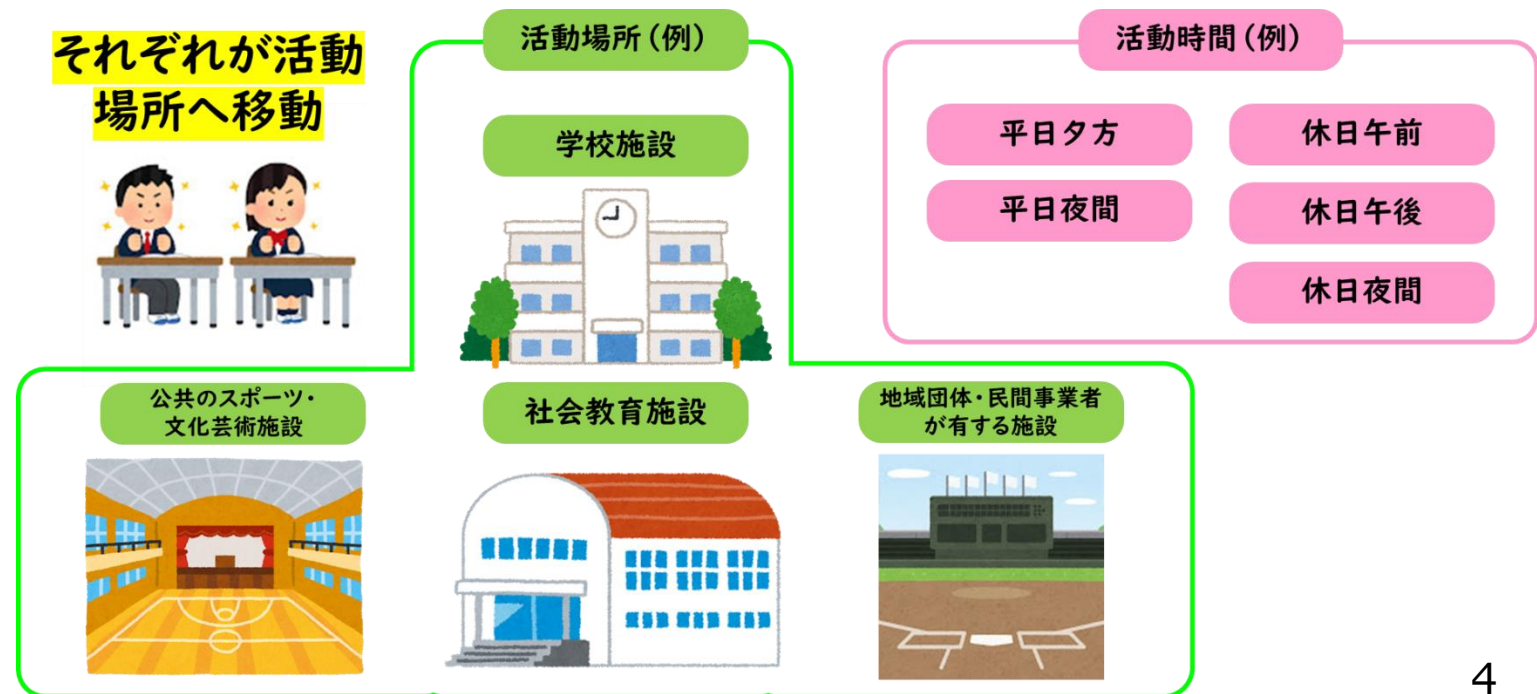
- ① 令和8年度から**新たな活動**の開始をめざす
- ② 市内全域を対象とした**新たな活動**を行う
- ③ 平日、休日を一体として**新たな活動**を行う
- ④ 事務局を設置した仕組みづくりを行う

# Ⅰ 「周南市地域クラブに係る方針」(案)について

## 【 主な変更点 】

- ・P.5 活動場所について  
学校施設や、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者が有する施設

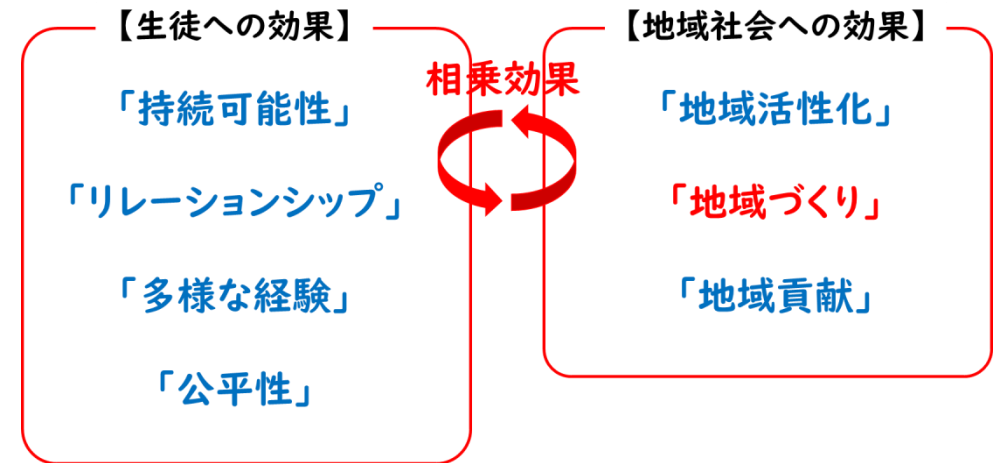
- ・P.5 図9 活動時間に  
「休日夜間」を追加



# Ⅰ 「周南市地域クラブに係る方針」(案)について

## 【 主な変更点 】

- ・期待される効果  
P.6 (2) 地域社会への効果 → 地域づくり
- ・国のガイドラインにそって言葉を整理した  
P.7 「周南市地域クラブ」の登録団体等に
  - ・文化芸術団体
  - ・地域学校協働本部
  - ・保護者会
  - ・同窓会を加えた



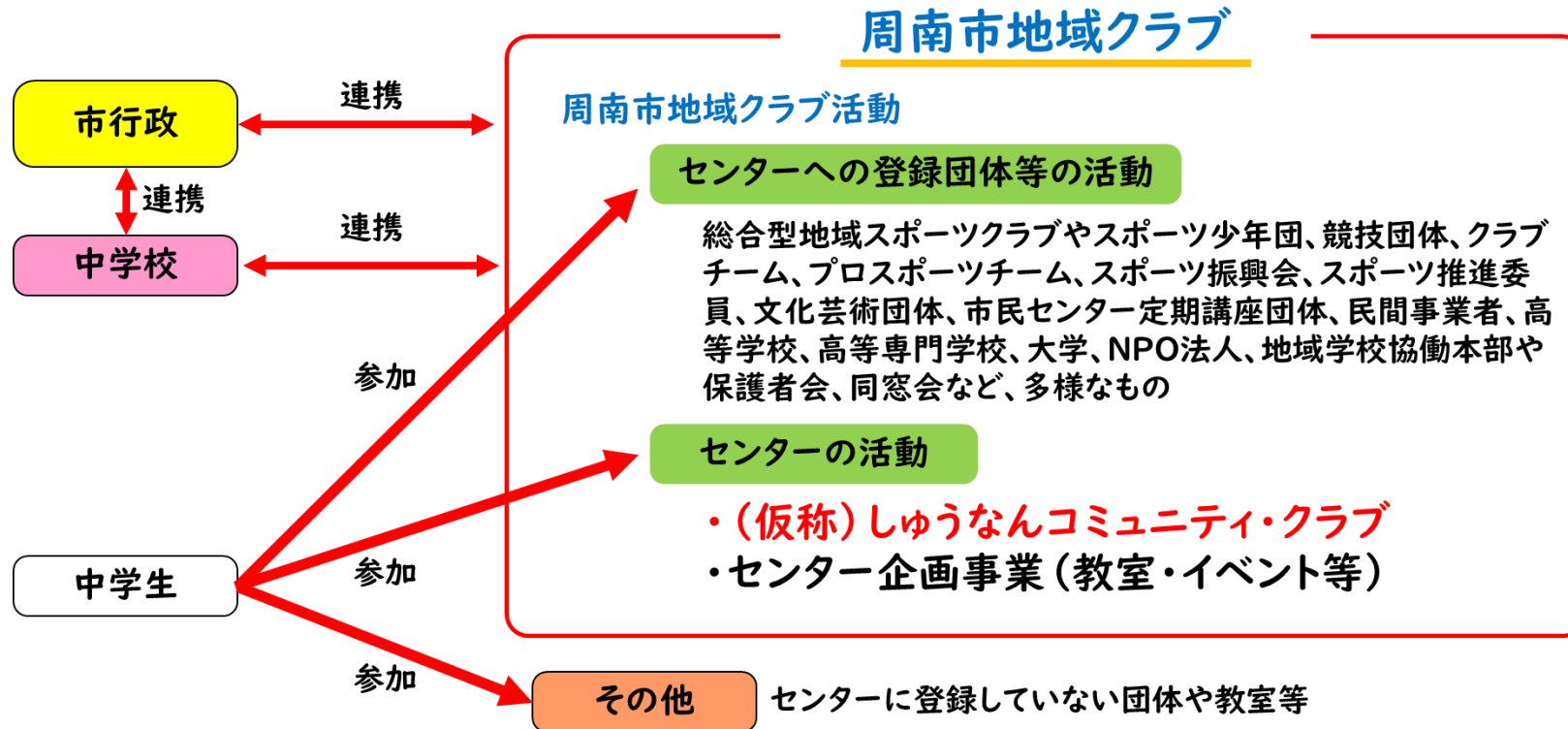
### センターへの登録団体等の活動

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、スポーツ振興会、スポーツ推進委員、文化芸術団体、市民センター定期講座団体、民間事業者、高等学校、高等専門学校、大学、NPO法人、地域学校協働本部や保護者会、同窓会など、多様なもの

# Ⅰ 「周南市地域クラブに係る方針」(案)について

## 【 主な変更点 】

### ・P.8 図12 中学生の周南市地域クラブへの参加イメージ



# Ⅰ 「周南市地域クラブに係る方針」(案)について

## 【 主な変更点 】

- ・P.5 中学1・2年生の募集について  
「学校の実状に応じて  
停止時期は異なります」に修正



※中学3年生は最後の大会、発表会等までは、学校の実状に応じて学校部活動は継続されます  
※終了時期は学校、部活動によって変わります

周南市  
地域  
クラブ  
活動

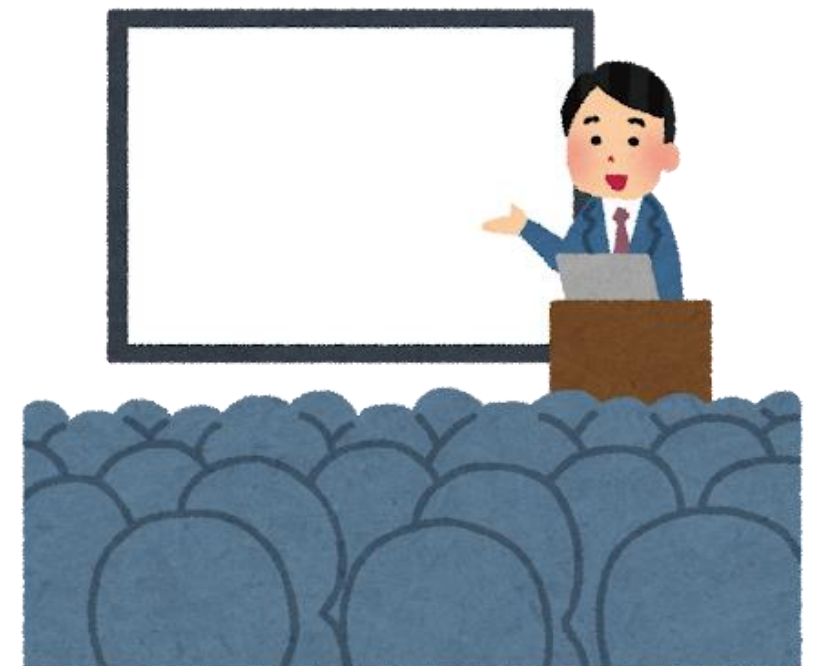
※中学1・2年生の募集は、学校の実状に応じて停止時期は異なります。  
※中学1・2年生の活動は、中学3年生の最後の大会、発表会等までとなります。その後の学校部活動としての活動はありません。



## 2 「周南市地域クラブに係る方針」の周知の方法について

### 【 方針の周知の方法案 】

- ・市内小中学校に方針を配布（11月を予定）
- ・周南市版リーフレットを配布（11月に小中学校の各家庭に配布予定）
- ・学校教育課のHPに方針を掲載
- ・児童生徒向け動画の制作
- ・保護者を対象とした説明会
- ・地域を対象とした説明会
- ・企業に向けてのPR
- ・シンポジウムを開催予定（12月23日）



### 3 専門部会の設置について

#### ○周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱

第7条 協議会の会議で協議された事項をさらに検討するため、専門部会を置くことができる。

2 部会員は、座長又は委員が指名する者をもって組織する。

3 部会長は、部会員の互選とする。

4 部会長は専門部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長が不在のときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が職務を代理する。

6 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。

7 部会長は、専門部会での会議の経過及び結果を座長に報告しなければならない。

8 その他必要な事項は、座長が定める。

### 3 専門部会の設置について

#### 【 専門部会の役割 】

10月策定する「周南市地域クラブに係る方針」の具現化に向けて、課題解決のための方策について検討する。

#### 【 設置する部会 】

第1部会	周南市地域クラブに関すること
第2部会	公共施設の活用に関すること
第3部会	しゅうなんコミュニティ・クラブに関すること

### 3 専門部会の設置について

#### 【 設置する部会 】

第1部会	周南市地域クラブに関すること
	登録団体等の管理運営体制に関するガイドラインなど、周南市地域クラブの持続可能な体制づくりについて協議する
	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録団体等に推奨する管理運営体制について</li><li>・登録団体等と学校及び保護者の連携について</li><li>・地域の企業や事業所との連携について</li><li>・夜間活動が想定されるため、警察や地域との連携について</li></ul> など

### 3 専門部会の設置について

#### 【 設置する部会 】

第2部会	公共施設の活用に関すること
	公共施設の施設利用、利用調整の方法など、公共施設の活用に関することについて協議する
	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校体育施設や校舎、社会教育施設などの活用について</li><li>・学校部活動の備品の引継ぎについて</li><li>・登録団体等の備品の保管について</li><li>・オンラインによる予約システムの整備について</li></ul> など

### 3 専門部会の設置について

#### 【 設置する部会 】

第3部会	しゅうなんコミュニティ・クラブに関すること
	活動内容や募集期間、定員など、しゅうなんコミュニティ・クラブの体制づくりについて協議する
	<ul style="list-style-type: none"><li>・しゅうなんコミュニティ・クラブの体制について</li><li>・活動内容の決定の流れについて</li><li>・募集期間や登録期間の設定について</li><li>・定員の設定について</li></ul> など

### 3 専門部会の設置について

#### 【 専門部会員 】

- ・専門部会への推進協議会委員の所属は任意とする
- ・推進協議会委員以外も部会員として参加が可能
- ・専門部会員については旅費を支給する
- ・部会長は、11月に部会員の互選により決定する



#### 【 スケジュール 】

- ・令和5年11月～令和6年1月に実施（その後は、必要に応じて実施）
- ・令和6年1月の第7回推進協議会で、専門部会の協議内容について報告する

## 第6回周南市文化・スポーツ活動推進協議会の内容

- 1 「周南市地域クラブに係る方針」(案)について
- 2 「周南市地域クラブに係る方針」の周知の方法について
- 3 専門部会の設置について